

**広島市医師会運営・安芸市民病院テレビ等レンタルシステム
設置運営事業に係る公募型プロポーザル説明書**

1 目的

広島市医師会運営・安芸市民病院（以下「病院」という。）では、入院患者のアメニティの向上と病院の経費縮減を図るため、専門業者がテレビ、床頭台等を患者に提供するレンタルシステム（以下「レンタルシステム」という。）を導入している。

現在のレンタルシステムについては、令和8年10月31日をもって契約期間を満了することから、新たにレンタルシステムを導入する必要がある。

導入にあたっては、専門事業者のアイデアやノウハウを活用し、病院に最も適したレンタルシステムとするため、公募型プロポーザル方式により設置運営事業者を公平かつ公正に選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市医師会運営・安芸市民病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業

(2) 業務内容

病院内におけるテレビ等レンタルシステムの設置運営

(3) 契約期間

契約締結日から令和16年3月31日まで。

(4) 設置運営開始日

令和8年11月1日

3 病院の概要

(1) 名称及び所在地

広島市医師会運営・安芸市民病院（広島市安芸区畑賀二丁目14番1号）

(2) 病床数：一般病棟 40床

地域包括ケア病棟 40床

緩和ケア病棟 20床

介護医療院 40床

外来透析室 16床

(3) 入院患者数（令和7年度実績）

延べ47,329人（1日当たり129.7人）

(4) 透析実施日時

日曜日を除く毎日、午前8時30分から午後6時30分まで

4 担当部局

広島市健康福祉局保健部医療政策課市立病院係

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

TEL 082-504-2668（直通）

FAX 082-504-2258

E-Mail healthed@city.hiroshima.lg.jp

5 設置運営の条件

テレビ及び床頭台等の機器の設置台数及び仕様、利用料金、管理経費並びにメンテナンス体制等の設置運営の条件は、別添「仕様書」のとおり。

6 費用負担

レンタルシステムの設置等に係る諸費用のうち、設置運営事業者の負担は、別添「仕様書」のとおりである。

7 全体スケジュール

令和8年7月 9日(木)	公示
令和8年7月15日(水)	現地見学申込期限
令和8年7月22日(水)	参加申込書及び質問書提出期限
令和8年7月28日(火)	提案書提出期限
令和8年8月1週目	審査結果通知

8 現地見学会

見学希望者は次により見学申込書(様式1)を提出すること。

(1) 申込期間

公示日から令和8年7月15日(水)までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

(2) 提出場所

前記4に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(4) 現地見学会実施日程

7月21日(火)午前中。時間は希望者に別途連絡する。なお、当日は見学のみ行うこととし、質問がある場合は「10 質問の受付及び回答」により行うこととする。

9 参加申込

(1) 提出書類

- | | |
|--------------|-----|
| ア 参加申込書(様式3) | 1部 |
| イ 添付書類 | 各1部 |
- (ア) 定款
 - (イ) 登記事項証明書又は登記簿謄本
 - (ウ) 直近の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に関する資料)
 - (エ) 会社概要(設立趣旨、事業内容、従業員数、資本の額その他経営規模など会社の概要がわかるもの)
 - (オ) 他の病院でのレンタルシステムの契約実績(140床以上3年間以上の実績)がわかる

もの（契約書の写し等）

(カ) 誓約書（様式5）

(キ) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（3か月以内に発行されたもの）

(2) 提出期間

公示日から令和8年7月22日（水）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

(3) 提出場所

前記4に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(5) 結果通知

提出された参加申込書により資格確認審査を行い、参加資格確認結果通知書を送付する。

10 質問の受付及び回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和8年7月22日（水）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出書類及び方法

質問書（様式2）を前記4へ電子メール又はFAXで提出すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、前記4において令和8年7月27日（月）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで及び7月28日（火）午前8時30分から正午まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

11 提案書の提出

(1) 提案書（様式4）

提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印は正本のみに行い、副本には提案者名の記載及び押印はしないこと。また、提案者名が類推できる表現は記載しないこと。

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出期限

参加申込書（様式3）を提出した日から令和8年7月27日（月）までの開庁日の午前8時30分から午後5時まで及び同月28日（火）の午前8時30分から正午まで。

(4) 提出場所

前記4に同じ。

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

12 審査方法

(1) 提案書の審査は、広島市医師会運営・安芸市民病院テレビ等レンタルシステム設置運営事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査基準

別添「提案書評価票」のとおり

(3) 受託候補者の特定

- ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をしたものを最終候補者として選定する。
- イ 得点の総計が最も高い提案申込者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

13 審査結果の通知

- (1) 審査の結果は、全ての提案申込者に書面により通知する。
- (2) 審査結果に係る照会及び異議申立等は、受理しない。

14 設置運営事業者との契約締結

- (1) 設置運営事業者として審査委員会が特定した者と契約を締結する。
- (2) 設置運営事業者が正当な理由なくして契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を設置運営事業者として特定し、契約を締結する。
- (3) 契約の条件
別添「契約書（案）」のとおり。

15 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した提案書は無効とする。
- (3) 参加申込書及び提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加申込書及び提案書は、添付書類を含め返却しない。
- (5) 参加申込書及び提案書は提出期限後においては、差換え、再提出ができない。参加申込書及び提案書に虚偽の記載等の不正行為があった場合は、失格等の措置を講じる場合がある。
- (6) 提出された参加申込書及び提案書に係る内容は、設置運営事業者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第7条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (7) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の最終候補者決定の公表までの間において、本件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。